

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和5年10月25日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

10月25日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第7号の審査-----	2
質疑（三好俊範委員、福住礼子委員、森西正委員、光好博幸委員）	
採決-----	24
閉会の宣告-----	24

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和5年10月25日(水) 午前10時 3分 開会  
午前11時50分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 光好博幸 委員 福住礼子  
委員 水谷毅 委員 森西正 委員 三好俊範

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 松方和彦  
生活環境部理事 西川 聡  
高齢介護課長 細井隆昭 同課参事 辻 亮輔

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西健一 同局職員 井上直実

### 1. 審査案件

認定第7号 令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時3分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は水谷委員を指名します。

それでは、認定第7号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 おはようございます。

それでは、介護保険の特別会計で、2点ほど質問させていただきます。

まず、フレイル予防に係る取組についてご質問させていただきます。

決算概要246ページ、介護予防普及啓発事業をはじめとしました予算項目、そして、目の部分で一般介護予防事業費が、フレイルの部分に該当すると思います。執行率がかなり低い状況となっております。

新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限があったかと思うのですが、この感染症から令和4年度は、もう何年もたっている状況でございます。

こういう状況下において、何かできる取組もあったのではないかと、ニーズに対応できていないかと思うところであります。この点について、どう捉えてらっしゃるか教えてください。

また、令和4年度のフレイル予防に関する取組を通じて、効果があった取組、効果がなかった取組についての分析を教えてください。

2点目、決算概要248ページ、家族介護支援事業についてです。

消耗品費としてQRコード付シール利用の補助という部分があります。改めてこの内容と実績効果について教えてください。

1回目、以上です。

○増永和起委員長 答弁を求めます。

辻参事。

○辻高齢介護課参事 三好委員の、2点のご質問にお答えいたします。

1点目、一般介護予防事業費、フレイル予防についてでございます。

委員がご質問のとおり、コロナの影響によりまして、介護予防普及啓発事業において執行率が低い状況でございます。

コロナ禍においても、高齢者が家に閉じこもってフレイルや要介護状態になってしまうことにならないように取組をとっているニーズがあったと認識しております。高齢者が市内の特別養護老人ホーム等で介護の補助を1回当たり2時間、1週間に2回行う健康・生きがい就労トライアルの拡充に取り組みまして、令和3年度は、事業者対象の説明会の参加者が3事業者、高齢者対象の説明会の参加者が10人でしたが、令和4年度には、6事業者、20人となりました。

高齢者が介護施設等の高齢者支援を行うことで、人助けをしたという達成感を得つつ、自らの介護予防を行う点において、本事業の効果があったと分析しております。

一方、地域で活動されるグループに講師を派遣しまして、「摂津みんな体操四部作」、「せつつはつらつ脳トレ体操」の指導等を行う「はつらつ元気でまっせ講座」につきましては、講座開催依頼が、令和4年度は3件であり、令和3年度のゼロ件に比べましたら増えたものの、コロナ禍前の件数に戻っていない結果でございました。高齢者が地域で自主的に介護予防を行う機会づくりという点において、本事業の効果が十分でなかったと分析しております。

続きまして、2点目、家族介護支援事業、QRコード付シールにつきまして、お答えいたします。

QRコード付シールは、認知症高齢者の徘徊については以後、一人歩きと申し上げます。その一人歩きにより帰り道が分からなくなってしまうときなどに、一人歩きに気付いた人がQRコードを読み取り、家族介護者などへ現在地と簡単なメッセージを送信することができる専用のサイトにつながるものでございます。

専用サイトを介してメッセージの送受信を行うものでございますので、お互いのメールアドレスを知られることがございません。

令和3年度新規事業でございまして、令和3年度に13人、令和4年度に15人に交付いたしました。

効果につきましては、家族介護者など、シールを交付された支援者にとって、日常生活の安心感につながるものと考えております。

一人歩きによる行方不明者が発生したときを想定し、声かけなどの役割を体験する一人歩き声かけ模擬訓練の中で、知らない人への声かけはちゅうちよする等のご意見がございまして、利用者の杖や財布などにつけられたシールをきっかけに、声かけがしやすくなればと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

まず、フレイル予防についてです。効果があった部分となかった部分をご説明いただきました。

令和4年度の取組について、コロナ禍の状況を踏まえて工夫したところ、講じた取組があるのか、教えていただきたい。ある

場合、具体的にどのような工夫をされ、どういう効果があったのか、2回目、お聞きします。

続きまして、QR付コードのシールに関してです。令和3年度新規事業で13人に交付され、令和4年度15人に交付されたことは理解しました。その利用促進について、どういう周知をされたのか、教えていただきたい。

また、専用サイトを介して家族介護者に本人の位置情報を送信するという事です。一人歩きされている高齢者を発見された方が、この取組を知らなければ、意味がないものになってしまいます。また、一人歩きされる方が摂津市内にいれば分かりますが、摂津市外に行ってしまったら、QRコードの仕組み自体を知らない方も多くいらっしゃると思います。そのような状況を想定した対応について、どう考えていらっしゃるのか、2回目にお聞きします。

以上です。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 三好委員の2回目のご質問にお答えいたします。

1点目にお答えします。地域介護予防活動支援事業の委託型つどい場について、市が作成したマニュアル、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して、『つどい場を開催するための留意点』」を基に感染対策を講じながら、また、参加人数の多いつどい場では、班分けを行うなどの感染対策を講じながら、全てのつどい場において、令和4年度の1年間、継続的に活動を行いました。

令和3年度の開催回数は273回、延べ利用者数2,711人でしたが、令和4年度には、開催回数435回、延べ利用者数4,959人と増加いたしました。

これは、地域リハビリテーション活動支援事業において、保健センターのリハビリテーション専門職が各つどい場へ行きまして、体操指導を行う活動を、1年間、継続的に行うことにもつながりました。

令和3年度に行った回数は146回でございましたが、令和4年度には239回に増加いたしました。

続きまして、2点目のご質問にお答えします。

QRコードについてでございます。

市のホームページ、介護事業者向けの情報提供サイト「せつつ医療・介護つながりネット」、広報紙、「地域福祉通信」などで周知を行っております。

この取組を知らない方、市外で発見される方にも位置情報等の送信をしていただけるよう、シールのQRコードの下に「連絡先読み取ってください」との記載を行っております。

さらに、一人歩き声かけ模擬訓練のロールプレイの中で、参加者に利用体験をしていただいております。

また、市内外を問わず、警察から認知症の疑い等によって保護された高齢者に係る情報提供を受けた際に、必要に応じて、保護された高齢者のご家族等に本制度をご案内するなど、警察との連携を行っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

フレイル予防についてです。感染症予防対策をして、つどい場等を開催され、令和3年度よりも増えましたということです。令和元年7月に国立循環器病研究センターが開設され、摂津市も健康・医療のまちづくりを標榜してきたと思います。

他市より優れた健康都市を目指していかないといけないと思います。高齢分野において、先進事例といいますか、特に特化した部分、なかなか取組が見えてきていないのではないかと思います。

言ってしまうと、他市からすごい取り組んでみると、健康医療都市の取組を議会視察に来るような、いろんな市役所の職員も見に来るようなまちにならないといけないと私は思っています。その辺り、健都との関連も含め、高齢者福祉施策として、今後どういう方向性なのか教えていただきたい。

2点目、QRコードの部分です。読み取ってくださいとシールに直接書いているということです。私、昔、高齢者の徘徊対策として、Bluetoothを利用し、靴とかに設置する施策を箕面市でやってはりましたので、やったらどうかと一般質問させていただいたことがあります。

箕面市は、ずっと継続されています。QRでやられているのは全然オーケーですけども、こういう制度は、本当に市によって、やり方が千差万別だと思います。

全国、一律ではなく、その取組効果を十分に発揮していくため、市内外に広く制度の周知をしていただかないといけない。

また、他市のやり方も、摂津市の皆さんに知ってもらわなあかんと思います。

方法が違うので理解し難い部分、難しい部分があると思うのですが、各関係機関と連携していただいて、効果的に周知徹底していただきたい。QRコードを読み取るだけ、簡易で効果ある施策だと思っていますので、しっかり、周知に取り組んでいただきたい。

せめて、摂津市の人は誰もが分かっているというような認知度を目指していただ

きたい。この点については要望して、この質問に関しては終わります。

1点だけお願いいたします。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 では、1点目のフレイル予防についてお答えいたします。

国立循環器病研究センターに、例年、認知症市民公開講座の講師をしていただいております。

また、国立健康・栄養研究所に介護予防講座の講師をしていただいております。

コロナ禍において、要介護認定率について、上昇抑制の結果が出ております。

その一方で、令和4年度実施の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「外出の回数が減っている」が約1割増加し、「新型コロナウイルス感染症拡大により、地域活動への参加が減った」という割合は3割という結果が出ております。

これらのことを踏まえまして、今後、要介護の人が多く出てくる可能性が潜んでいると認識しております。国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所、NPO法人、市民活動団体等と連携を進め、高齢者が受動的ではなく、自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会に参加することを促すような機会づくりの充実を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 三好委員。

○三好俊範委員 最後、要望で終わります。高齢者が、受動的じゃなく、自ら担い手となって動いてもらうようにやっていきたいとおっしゃっている。一方、今まで講座的な部分が多く占め、自ら体を動かすようなことではなく、頭で考える部分が多くを占めていると思いました。

フレイル予防の効果をこれから先、高め

ていく上で、基本的な歩く行為が一番有効と思っております。

体が悪くなり歩くのをやめた方は、どんどん体が悪くなるという例をよく耳にします。歩く習慣性をつけてもらう、頭で覚えるのも必要だとは思いますが、習慣づける作業も、これから先、必要ではないかと思えます。

大阪市とかでは、携帯とか電話で呼んだら、バス停まで来るオンデマンドバスが実施されています。近くのバス停まで来るんです。それが実施されて、どういう評判を呼んでいるかということ、バス停まで行くのがしんどいと、家の前まで来てくれと。ドア・ツー・ドアの施策がすごい求められている時代になっています。そうなるとうと、どんどん便利にはなるのですが、歩く行為がどんどんなくなっていくと思っております。

歩く健康、ウォーキングが大事だと言われております。一方、利便性のために歩く機会が減っていくのもあると思えます。だから、市として、歩く行為を習慣させて、動かされるような施策を取っていただきたい。

健幸マイレージ事業とか、既に展開されている取組があるのは認識しております。例えば、私の勝手なアイデアではありますが、高齢者に特化したウォーキングであるとか、自治会、老人クラブだったり、いろんなところで人を集めていただいて、ウォーキングコースを歩いてみたり、ただただ歩くだけでしたら、なかなか集まるのも難しいと思えます。例えば、スーパーや商店街と連携して、ある程度の人数が集まればできると思えます。民間企業も集客ができればいいと思えます。スーパー、商店街とかに、その日、お買い物に行ったら、

3%とか5%、お安くなりますとか、目的を持って、歩いてもらう、お買物を楽しんでいただいて、歩いてまた帰ってもらう。例えば、すごい重たいものとか、普段買にくいものを買ってもらったら、おうちに持って行ってくれたりとか、そういう付加価値をつけ、歩いていただく、習慣づけていただくような施策を取り入れていていただきたい。月に1回とか、毎月出てきて、歩いて、健康にもなっていて、利便性もある。調べたところ、そういうのをやっている市、見当たらなかったんです。でも、健康都市と言っている限りは、先進的な取組も必要だと思っております。

そういった継続習慣化の観点から、より多くの高齢者が参加できるような仕組みを早急につくっていただきたい。他市からすごいな摂津市と、本当に高齢者にとって、長生きできる、健康寿命が長いまちと思えるような取組をつくっていただきたい。要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○増永和起委員長 三好委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

福住委員。

○福住礼子委員 よろしく願いをいたします。

決算概要246ページ、介護予防・生活支援サービス事業補助金についてです。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の40ページには、「外出を控えている理由」の中に、「交通手段がない」というのが上位に挙がっておりました。

このような課題を踏まえて、令和4年度から新たに移動支援サービスを実施されていると思います。高齢者の移動手段の確

保について、今後の方向性をどのように考えておられるのかお聞きします。

二つ目、同じく246ページ、介護予防普及啓発事業の中にあります報償金です。高齢者を対象とするスマートフォン講座を開催されていると思います。その内容についてお聞きします。

3番目、同じく246ページ、地域介護予防活動支援の委託料についてです。令和4年度は鳥飼新町の第21集会所に、つどい場を新規開設されています。委託型つどい場として、令和4年度の取組内容についてお答えいただきたい。

四つ目、同じく246ページ、包括的支援事業の地域包括支援センター業務は、社会福祉協議会への委託によって実施をされています。

令和3年度に開設をされました鳥飼分室も含め、令和4年度の地域包括支援センターへの相談件数、その内訳についてお答えいただきたい。

5番目、同じく246ページの認知症総合支援事業についてです。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の119ページには、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」という問いに対しまして、約8割の方が「いいえ」と回答されています。相談窓口の存在が、市民にまだまだ知られていないと思います。認知症に関する支援について、市がどのように取り組まれているのかお聞きします。

6番目、決算概要の248ページ、家族介護支援事業についてです。

介護用品給付事業委託料のうち、紙おむつ券の給付についてお聞きします。

事務報告書では、令和3年度から利用人数が減少しております。その理由についてお答えいただきたい。



7番目、同じく248ページの在宅医療・介護連携推進事業についてです。

エンディングノートを配布されたと聞いております。取組実績についてお聞きします。

8番目、決算書の112ページ、介護保険給付費準備基金積立金についてです。

令和4年度では、5,565万1,572円が積み立てられております。基金残高の現状及び今後の見込みについてお答えいただきたい。

以上8点です。よろしくお願いいたします。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 福住委員の8点のご質問のうち、1点目から7点目のご質問にお答えいたします。

まず1点目、決済概要246ページの介護予防・生活支援サービス事業についてお答えいたします。

公共交通機関への移動が不便だと感じる、医療機関に行くための交通手段がない、外出の際の送迎をボランティアで使えるよう希望というご意見をいただきまして、今後、高齢者のさらなる増加が予想される中、高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であると認識しております。

このような課題を踏まえまして、令和4年度から外出支援を目的に、基本チェックリスト基準該当者、または要支援1・2の要介護認定をお持ちの方を、市内での買物や通院、つどい場等の介護予防活動へ送迎する介護保険制度の訪問型サービスDをNPO法人への補助により開始したものでございます。

今後、訪問型サービスDを維持するとともに、道路交通課が実施する地域公共交通計画の策定において、高齢者の移動手段の

確保についてしっかりと議論していきたいと考えております。

続きまして、2点目、決算概要246ページ、介護予防普及啓発事業についてお答えいたします。

スマートフォン等のモバイル端末の普及が急速に進んでおりまして、様々なサービスがオンラインで利用できる環境において、高齢者のデジタルデバイドの解消は重要な取組であると考えております。

そのような中で、令和4年度に民間事業者2者及びNPO法人1者によるスマートフォン講座を開催しました。

スマートフォンを触ったことのない方を対象とします基本講座から、アプリを活用し、スマートフォンをさらに活用したい方を対象とします応用講座までを開催し、さらに講座内容に係る相談ができる個別相談会も開催しました。3者合計で57コマを開催し、延べ452人が受講しました。

3点目、決算概要246ページ、地域介護予防活動支援事業についてお答えいたします。

令和4年度には、4月に第21集会所でのつどい場を開始しまして、委託型つどい場は9か所となりました。コロナ禍でありましたが、感染対策を講じながら、また、参加人数の多いつどい場では、班分けをするなどの工夫を凝らしながら、9か所全てのつどい場が、令和4年度の1年間、開催しました。

新規開設の第21集会所において49回開催し、延べ387人が利用しました。9か所合計では435回開催し、延べ4,959人が利用しました。

4点目、決算概要246ページ、包括的支援事業、地域包括支援センターについてお答えいたします。

令和4年度は総合相談が延べ1,143件ございました。令和2年度881件、令和3年度978件でございましたので、年々増加しております。

1,143件のうち、鳥飼分室分は延べ65件でございました。

相談内容別の内訳につきましては、主なものとして、介護保険サービスに係るものが854件、生活上の相談が101件、高齢者権利擁護が52件、介護者支援が29件、福祉サービスが28件となっております。

5点目、決算概要246ページ、認知症総合支援事業についてお答えいたします。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」に「はい」と回答した方が、認知症に関する相談窓口として最も多く回答したのは、地域包括支援センターでございます。

地域包括支援センターは総合相談支援業務を担っておりまして、その中で認知症に関する相談を受け、支援を行っております。

また、地域包括支援センターは令和3年6月以降、認知症総合支援事業の認知症初期集中支援チームの事務局も担っておりまして、認知症があると思われるが、診断や医療、介護を受けていない方について、認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、必要な支援を行っております。

したがいまして、認知症に関する相談窓口として、地域包括支援センターが最も多く回答されたことは、よい結果であると言えます。

しかし、そもそも、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」に「はい」と回答した方が2割であり、周知不足として、

市の課題であると捉えております。

6点目、決算概要248ページ、家族介護支援事業の紙おむつ券についてお答えいたします。

令和3年度におきまして、657人のご利用でございましたが、令和4年度より、家族介護支援事業の紙おむつ券の給付について、国の地域支援事業交付金の基準改正を踏まえ、支給要件の見直しを行ったことにより、330人に減少したためでございます。

見直しの主な内容としましては、要介護認定を持っていない方、要支援1から要介護3までで排泄の介助が不要な方、課税世帯の方への給付を廃止いたしました。

また、入院還付の制度を、家族介護者の負担を軽減するという趣旨を考慮しまして、廃止したものでございます。

7点目、決算概要248ページの在宅医療・介護連携推進事業のエンディングノートについてお答えいたします。

命の危険が迫った状態になると、約70%の人が医療やケアを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われております。人生の最終段階において、市民の方がどのような医療やケアを求めるのか、元気なうちから家族で話し合う人生会議の普及啓発として、官民協働でエンディングノート1,000部の発行を令和4年12月に行いました。

令和5年1月に市役所窓口や公共施設での配布を開始しまして、4月末に配布が終了したものでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、8番目のご質問にお答えします。

令和4年度末現在の基金残高は6億4,

377万9,209円となっております、令和5年度当初取崩し等または補正予算として計上させていただいております令和4年度の精算分、こちらを加味いたしまして、令和5年度末現在で約4億6,500万円になると見込んでおります。

以上でございます。

○増永和起委員長 答弁が終わりました。福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

一つ目の介護予防生活支援サービスの補助金についてです。保険制度の枠組みの中で、高齢者の移動手段の確保につきましては、NPO法人による訪問型サービスDを取り組まれ、随分と皆さんも利用されているように思いますので、評価をします。

しかしながら、課題解決に向けて、全てを補うには、まだまだ限界も感じるところだと思っております。

先日、北別府の方とたまたまお話しする機会があり、コロナ禍で外出している人が少ないと感じられています。その地域の自治会長が、これは駄目やと思っ、皆さんに自主的にアンケートを取られました。それには、外出はしたいけれども、そこまで行けないとの答えが多かった。

鳥飼地域には、南摂津駅前に大きな商業施設があります。家電を売っているところと100均の大きなところへ行きたいと。北別府は、少し遠いと感じる、そういった答えをまとめられました。ぜひ、そこへ行ける手段を考えてほしいという要望をお祭りの際にいただきました。

そういった行きたい、でも、ちょっと遠い。何か歯がゆい思いをしている方、また、ほんの少し手助けをしてもらったら、外出して、自分も楽しい人生を送れると思っ、いらっしゃる方もいる。これから地域公共

交通計画を検討するとあります。そのためには、各担当課が課題認識をしっかり持っ、いただき、そして、全庁的に取り組んでいただくことが大事かと思っ、しております。どうぞこれからもよろしくお願いをいたします。これは要望といたします。

2番目、介護予防普及啓発事業につきまして、スマートフォンの講座を開いていただきました。452人の方が受講されたということでもあります。

私も老人クラブで、こういうのがありますが、やりませんかと声をかけていただき、どこも手を挙げなかった、やらせていただきました。人数は7人程度で本当に楽しかったです。普段、聞きたかったことを聞くと、家族はもう面倒くさがる。お孫さんは勝手にちゃっちゃと、はい、できたよと言われるから、結局、自分はどうして使っ、いいか分からなかった。そういう方たちが自分のスマホを持っ、何遍も同じことを、2日間やりました。次の日には真っさらの状態でもた来てくれはって、またいろいろと最初からやりました。NPOの方だったと思うのですが、丁寧にやっ、いただき、本当に楽しかったと評価をいただいております。

国が示すデジタル社会の実現に向け、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化という基本方針を踏まえ、これからの生活にはデジタル化が進んで、行政サービスも重要な役割を担っ、いくと思われ、ます。

行政の情報発信や行政手続のオンライン化が進めば、デジタル技術を使いこなせる人とそうでない人とのデジタル格差を解消していく必要があると思っ、ています。

オンライン申請などを含め、デジタル化を進めていくとともに、高齢者のデジタル

スキルの向上もしっかりと進めていただくよう要望します。

以上です。これは終わります。

三つ目、地域介護予防活動支援事業についてであります。

つどい場が年間通して開催できたというお話でありました。回数と人数を見ますと、平均10人前後の方が集われ、一番いい人数と感じます。高齢者が身近な場所で体操やレクリエーションに参加をして介護予防に取り組める環境整備は、ますます重要になると思います。

地域にある集会所へ、週または月に何回か通う中で、日常生活における居場所となりましたら、それが楽しみであったり、行くことが目標になったりして、一つの生きがいにもなっていくと考えております。

より多くの方が気軽に参加ができますように、今後も継続実施をしていただきまますよう、よろしくお願ひし、要望とさせていただきます。

四つ目、包括支援事業についてです。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「地域包括支援センターについて知っている」と回答されている方は22%であります。依然として認知度は低いように思います。周知について、何か新たに取組まれているのかお聞きをします。

認知症総合支援事業についてです。地域包括支援センターが認知症相談窓口であること、また、認知症初期集中支援チームによって取り組んでいただいているということでありました。それでは、支援件数や、そのほかの認知症総合支援事業の取組の実績についてお答えいただきたい。

6番目、家族介護支援事業についてです。

国の交付金の基準改正を踏まえ、支給要件を見直されました。私もこのことは以前

にも質問をさせていただいております。当時は65歳以上とか、要介護で、認知症でなくてもいいとか、すごいたくさんの方が受けれる印象でした。そういうことではなく、本当に必要な人に支給すべきではないかと、排泄は個人がしっかりと機能を高めていくことを進めていくことが大事ではないかと質問させていただいた経緯があります。

利用者の要件は絞られ、330人になったということでもあります。令和4年度の給付状況についてお聞きします。

7番目、在宅医療・介護連携推進事業についてであります。

エンディングノートが非常に好評で、私たちも見ることなく、全部完売しましたみたいな感じでした。今後増冊の予定は考えておられるのかお聞きします。

8番目、基金の状況についてのお話をさせていただきました。理解いたしました。

現在は令和6年度から始まりますせつつ高齢者かがやきプラン第9期計画の策定を進めておられます。保険料の見直しがされるのではないかと考えるところでもあります。今後の保険料の見込みについて、どのように考えておられるのかお聞きします。

以上です。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 福住委員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、地域包括支援センターについてお答えいたします。

広報せつつにおいて定期的に地域包括支援センターの周知をしております。

また、市窓口やライフサポーター訪問などでご相談に乗る中で、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターをご紹

介しております。

さらに、令和4年度に地域包括支援センターがユーチューブチャンネルを開設しました。認知症の相談、介護保険サービス利用の相談、消費者被害の相談等について動画でご案内をしております。

次に、5番目のご質問、認知症総合支援事業についてお答えいたします。

令和4年度に認知症初期集中支援チームによる支援を2件行っておりまして、令和3年度は、令和2年度とともに4件でございました。

件数が減少しておりますが、こちらにつきましては、地域包括支援センターの総合相談支援業務の中で対応できたものが一定あったものと認識しております。

そのほか、認知症の一人歩きによる行方不明者が発生したときを想定し、声かけなどの役割を体験する認知症一人歩き声かけ模擬訓練を、令和4年度に三つの小学校区で開催しました。

味舌小学校区で19人、鳥飼西小学校区で16人、三宅柳田小学校区で11人が参加してくださいました。

また、新阿武山病院や国立循環器病研究センターのご協力により、認知症市民公開講座を開催しまして、参加者166人のうち41人がWebでの参加でございました。

次に、6点目の紙おむつ券についてお答えいたします。

令和4年度の給付状況としましては、年間支給額が1万2,000円の対象者として、要支援1・2、要介護1・2の方100人が372枚を利用しまして、111万6,000円を給付しました。

年間支給額3万6,000円の対象者として、要介護3・4・5で介護者がいらっ

しやらない方117人が1,117枚を利用しまして、335万1,000円を給付しました。

年間支給額7万5,000円の対象者として、要介護3・4・5で介護者がいらっしゃる方113人が2,002枚を利用し、600万6,000円を給付いたしました。

7点目のエンディングノートについてお答えいたします。

令和5年度におきましては、官民協働によるエンディングノートの発行を予定しております。令和4年度発行の配布状況を鑑みまして、発行部数を1,000部から2,000部に増やして、令和6年1月に発行する予定でございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、お答えします。

第9期計画策定に向けまして、サービス量等の見込みについて試算している段階でございます。具体的な保険料額を現時点においてはお示しできる段階ではございませんが、保険料に影響を与えます高齢者人口、とりわけ後期高齢者人口の増加に伴いまして、介護給付費も増加するため、現在の基準額6,280円、こちらを上回ってくる可能性を考えております。

このような状況でございますが、基金の活用により、可能な限り、保険料負担の上昇の抑制につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

包括的支援事業についてであります。

地域包括支援センターの動画作成に取り組まれたということでありました。

一般会計の審査のときにも、健都推進事業でウォーキング動画配信に関して要望させていただいたところでもあります。やっぱり作成された動画を見ていただかないと、効果も上がりませんし、今後の取組の変更にも役立たないと思っております。

動画配信自体が、分かりやすいところにあることが大事と思って、この点、ぜひ考慮していただき、包括支援業務をしっかりとこれからも取り組んでいただけるように、要望して終わります。

次に、認知症総合支援事業についてです。

一人歩き模擬訓練、3校区で実施されたって、すごくいいことやと思います。ただ話を聞くよりも、こういう対応が必要というのをロールプレイングみたいにやっていただけたらと思います。本当にすごい分かりやすい講座になったと思っております。

認知症サポーター養成講座を受講された方もたくさんいらっしゃると思います。このサポーターの活動について、以前、今後どうされるか質問をしたことがあります。この認知症に係る取組の方向性、これからどう考えておられるかお聞きします。

次に、家族介護支援事業の紙おむつについてお答えをいただきました。それぞれの給付額に応じて利用者があったということでありました。

これから計画される第9期介護保険事業計画の期間に地域支援事業交付金が維持されていくのかどうかをお聞きします。

それから、在宅医療・介護連携推進事業について、エンディングノート、今度は2,000部発行されるということです。またたくさんの方に知っていただければと思います。

厚生労働省のホームページに、人生会議してみませんかと題して、人生会議とは、

もしものときのために、自身が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことであると書かれてあります。

人は、若者であろうが高齢者であろうが、誰もが命に関わる大きなけがや病気をする可能性があります。最近、著名な方が、急逝をされたってという報道を見ます。本当に、寿命は延びている意識があり、自分もそこまで生きるのかと想像しているんです。でも、ある日突然、けがや、急に倒れることもあるかもしれないし、コロナ禍には、本当に想像もしてなかった形で多くの方が亡くなられたと思います。

実は、昨日、本当に親しい方が、まだ60歳に到達しない中で亡くなりました。本当に家族の人にとっては、突然の出来事で、そのときはもう一生懸命で、そこから先のことは、もうどうしていいか分からないというケースもあると思います。

そういったこともあることから、元気なうちから家族で話し合う、そのためのツールとしてのエンディングノートの発行は、本当にとてもいい事業だと思っております。これからもぜひ継続していただいて、多くの方にこういった取組を知っていただきたい。まず、家族会議ができることがすごいのかと思ったりもします。ぜひよろしくお願いいたします。

次、介護保険給付費準備基金積立金について、人口の増加等を考えたら、6,280円を上回るのではないかとのお答えであったと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減っている高齢者も多くいらっしゃると思います。それに伴って、また物価も上がっています。

このような方々の負担を考えたとき、将

来的な高齢者人口の数をしっかりと読み取れるだけ読み取って、保険料額の検討については慎重にやっていただきたい。また、可能な限り、抑制に努めていただきたい。これは要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 3回目のご質問にお答えいたします。

5点目のご質問、認知症総合支援事業についてお答えいたします。

今後、広報紙やホームページ等を活用し、幅広い世代に認知症に関する知識の理解を促進するとともに、相談窓口の普及啓発を行っていきたいと考えております。

また、地域での認知症支援体制の構築に向けまして、認知症一人歩き声かけ模擬訓練、認知症市民公開講座の継続開催、また、認知症サポーター養成講座に加えまして、認知症サポーターステップアップ講座の新規開催を予定しております。

続きまして、6点目、紙おむつ券についてお答えいたします。

地域支援事業交付金における紙おむつ券等介護用品の給付に関しましては、平成27年度の国の通知におきまして、原則として、地域支援事業交付金の任意事業分の対象外とされておりまして、現在は激変緩和措置が講じられております。この措置も令和5年度が期限とされている状況でございます。したがって、令和5年度中に現行の措置を継続、対象要件をさらに絞って継続、完全廃止について、国から指針が示される見込みでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 認知症総合支援事業に

ついてです。高齢化の進展とともに、認知症患者数も増加すると予測をされており、認知症に関する取組は、今後も重要であると思います。

認知症への理解が、どんどん広がるように、公開講座とか相談窓口をもっともっと広く知っていただく、また、地域での取組、地域全体として支えられる仕組みの構築をしっかりと取り組んでいただくように要望します。

それから、家族介護支援事業です。

要介護認定を持たない方や、排泄の介助が不要な方が支給要件から外れました。しかし、排泄の介助が絶対的に必要な方もいらっしゃるわけです。そういう意味でも、紙おむつ券の制度が完全に廃止となりますと、たちまち生活に影響を受けてしまう方もおられると思います。

今、その緩和期間だとおっしゃいました。令和5年で終わるというお話も、今、国は示していると思います。摂津として、本当に生活実態につながるものと思った際には、ぜひ必要度合いに応じた給付を続けていただきたい。このことは要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○増永和起委員長 福住委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、全て決算概要に沿って、質問をさせていただきます。

まず、240ページの大府地域医療介護総合確保基金事業です。内容と実績について問います。

この基金事業に関連して、サービス付高齢者向け住宅の実態と、サービス付高齢者向け住宅については、特別養護老人ホーム

の待機者が、入居されている実態も少なからずあると思います。市内のサービス付高齢者住宅と特別養護老人ホームにおける待機者の状況について教えてください。

続いて、246ページ、包括的支援事業です。包括支援センターの業務委託料の内容について、重なるところがあるかも分かりませんが、ご説明ください。

続いて、248ページ、家族介護支援事業の介護用品の紙おむつ等の給付です。国の地域支援事業の交付金の基準改正を踏まえて支給要件の見直しを行ったということです。令和3年度と令和4年度で、同じ収入で同じ生活をしているのに、紙おむつ券をもらえなくなったとの声を聴いています。その点、今後、どう市として考えていくのかご説明ください。

続いて、248ページ、地域自立生活支援事業の配食サービスの委託料です。この配食サービスの内容と実績についてご説明ください。

以上、1回目です。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、大阪府地域医療介護総合確保基金事業に係る2点にお答えいたします。

当該事業は、介護施設等の整備促進及び介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供できるよう、体制整備等の支援を目的に建設などの整備に係る費用及び施設の開設に必要な初年度経費等を助成するものです。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした陰圧装置の購入補助として、サービス付高齢者住宅1施設に458万1,000円を、看護小規模多機能型居宅介護施設の施設開設準備経費の令和3年度交付決定額の残額381万8,000円、施設整備補

助として繰越明許分3,360万円を交付、計4,199万9,000円の予算を執行したものでございます。

続きまして、サービス付高齢者向け住宅についてでございます。

当該施設につきましては、令和5年7月末現在で市内に9か所、総戸数333戸、入居者数238人と、入居率約70%となっております。

また、特別養護老人ホームの待機者数につきましては、令和5年度4月現在で131人となっており、近年100人を超える待機者がいる状況となっております。

特別養護老人ホームに入居できるまでの期間、いわゆる待機期間を踏まえ、サービス付高齢者住宅に入居されているケースも実際にあるかと存じております。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 3点目から5点目のご質問にお答えいたします。

3点目、決算概要246ページ、包括的支援事業の包括支援センター業務委託料について、お答えいたします。

社会福祉協議会が受託し、平成25年4月以降、三島で運営している地域包括支援センター及び令和3年11月以降、新鳥飼公民館で運営している地域包括支援センター鳥飼分室に係る委託料でございます。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント等を行っておりまして、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員、事務職員を配置しております。

4点目の家族介護支援事業、紙おむつ券について、お答えいたします。



給付の対象外となられた方々につきましては、見直しの趣旨をご理解いただけますよう、丁寧な説明に努めさせていただいているところでございます。

今後、今回の見直しを踏まえつつ、より支援を必要とする方を支援するとともに、高齢者施策全体を検討する中で、優先順位の高い施策を効果的に展開し、高齢者が安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

5点目の地域自立生活支援事業、配食サービスについて、お答えいたします。

配食サービスは、食事づくりが困難で、栄養状態に問題のある高齢者にバランスの取れた食事を配達するとともに、安否確認を行うものでございます。申請時のアセスメント票を踏まえ、必要に応じて、管理栄養士による栄養指導も行っております。実績につきましては、令和4年度において、昼食4,480食、夕食9,909食となっており、令和3年度に比べまして、昼食248食、夕食687食の減少となっております。管理栄養士による栄養指導は、令和4年度に5件、令和3年度に6件でございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、大阪府地域医療介護総合確保基金事業についてです。看護小規模多機能型居宅介護施設が整備されたということでもあります。地域密着型サービスの整備に係る計画の進捗状況は、どうなっているのか。

また、第7期以前からずっと計画にあって、長い間、これが達成されていない状況であります。この点についての課題を問います。

サービス付高齢者向け住宅と特別養護老人ホームに関してです。実際、市内で特養の待機者が131名となっており、需要が、少なからずあります。やむを得なくサービス付高齢者住宅に入居されるケースもあります。こういったところに対しての課題認識と今後の方向性について、ご説明ください。

続いて、地域包括支援センターの件です。地域包括支援センター全体と、鳥飼分室の相談内容について、教えてください。

紙おむつに関してです。福住委員からもありました。収入が同じで、それが使えないと言うか、なくなったということでもあります。当事者からすると、生活も何も変わってなくて、紙おむつが給付されないということでもあります。大変困っているということでもありますので、市独自の施策とか、別の施策等を、考えていただきたい。ぜひともこの辺はよろしく願います。はざまの方と言いますか、そこの方の対応をお願いします。

配食サービスに関してです。利用者が減少していますけれども、その点どのように捉えているのか、ご説明ください。

2回目、以上です。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、地域密着型サービスの整備に係る計画の進捗状況でございます。

第8期計画におきましては、小規模特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型グループホーム、認知症対応型デイサービスを計画に位置づけており、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、令和4年6月に千里丘に開設しております。

その他、小規模特別養護老人ホーム、認

知症対応型グループホーム、認知症対応型デイサービスについては、開設に至っていない状況でございます。

課題につきましては、物価上昇による建築費の高騰、用地取得に係る問題のほか、人員確保、人件費の面で収支の均衡が取れていないといった課題があると認識しております。

続きまして、サービス付高齢者住宅については、本来であれば、特別養護老人ホームに入るような要介護度の重い方が入所されている状況も想定され、重度の要介護者の入所ニーズにどのように応えていくのが重要になると認識しております。

そういった意味にもおきまして、先ほど申し上げました地域密着型の小規模特養に係る施設整備につきまして、取組を進めるとともに、広域型の特別養護老人ホームについては、大阪府の整備となりますが、こちらにつきましても、近隣他市の状況を踏まえながら、施設整備の可能性について、探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 では、3点目の地域包括支援センターについて、お答えいたします。

地域包括支援センター全体の相談内容につきまして、主なものは、介護保険サービスに係るものが854件、生活上の相談が101件、高齢者権利擁護が52件、介護者支援が29件、福祉サービスが28件となっております。そのうち、鳥飼分室の相談につきましては、介護保険サービスに係るものが43件、生活上の相談が6件、高齢者権利擁護がゼロ件、介護者支援が2件、福祉サービスが5件でございました。

次に、5点目の配食サービスについて、

お答えいたします。

多くの民間事業者が市の配食サービスとは別に、配食サービスを展開している中、市の配食サービスのニーズが減少しているものと考えております。

そのような中においても、バランスの取れた食事、安否確認による支援が必要でありながら、支援を受けておられない高齢者が依然としておられます。今後も支援を必要とする高齢者にしっかりと本制度をご利用いただけますよう、市民やケアマネジャーへの周知を行ってまいります。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 大阪府地域医療介護総合確保基金事業についてです。以前からずっと質問をさせていただいております。なかなか開設に至らないので、今後の方向性について、どのように考えているのか。それと以前から安威川以北、安威川以南というところがありましたけども、その点はどう考えておられるのか、お聞かせください。

続いて、サービス付高齢者向け住宅と特別養護老人ホームの件に関してです。以前から質問させていただいて、三島圏域では、特別養護老人ホームは充足しているという答弁であったと思います。ただ摂津市で見ると、131名の待機者がおられ、小規模特養は開設が進んでいない状況です。小規模特養が開設できないからこれだけの待機者になっていると思います。地域密着のところ、そこは何とか改善をしていくようにお願いします。

それと、サービス付高齢者住宅は、所管が国土交通省で、申請が大阪府です。大阪府に申請をされて、サービス付高齢者住宅が数多くなってくると、そこは在宅扱いになり、在宅の方が介護保険を適用され、サ

ービスを受けられる方が増えてくるということ。施設等であれば、そこはかがやきプランに沿って、施設設置となりますけれども、サービス付高齢者住宅は、かがやきプランと整合されていない。そこは市として把握に努めていただき、なかなか難しいかもわかりませんが、平素からの助言、把握をしていただくように、よろしくをお願いします。その点、要望させていただきます。

続いて、包括支援に関してです。鳥飼地域における地域包括支援センターの今後の方向性は、どういう方向性なのか、ご説明ください。

次、配食サービスの件です。この部分は、一種、高齢者の見回りの部分も兼ねていると思います。

バランスの取れた食事や安否確認、一般会計でも、独り暮らしの制度があります。それだけではなく、こういう部分も含め、トータル的なところでの安否確認を取らないといけないと思います。

一般会計でも話をさせてもらいました。これは月に1回とかではなくて、毎日毎日のことです。配食サービスは、ほぼ毎日に近いわけです。そこで安否確認になると思いますので、充実をして、何かあればすぐに対応できる、情報をお知らせいただける形にしていくべきだと思います。

また、民間事業者も配食サービスをされています。民間事業者からも、恐らく情報はいただけるようにはなっていると思います。一人で、高齢者の方がなかなか食生活することもできず、栄養が偏った食生活をして、さらに外部からの目がないような生活は、極力避ける形を取っていただきたい。要望とさせていただきます。

3回目の質問を終わります。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、1点目の地域密着型サービスの今後の方向性についてでございます。現在、第9期のかがやきプラン策定に向けまして、将来的なサービス量等の見込みを立てながらの検討となりますが、一定、待機者数の現状等々を踏まえますと、9期におきましても、施設整備の必要性は感じております。

そういった中で、安威川以北に建てるのか安威川以南に建てるのかのお話でございました。こちらにつきましては、利用者のニーズ、または施設事業者の意向等も踏まえながら、日常生活圏域にとらわれない、こういった施設整備は、8期においても掲げているところでもございまして、9期につきましても、引き継いでやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 3点目の地域包括支援センターについて、お答えいたします。

今後につきましては、安威川以南地域の地域包括支援センターを、(仮称)味生コミュニティセンターにて整備する予定でございます。

さらに、安威川以南地域において、味生地域とは別に、鳥飼地域にて整備するのか、現在の鳥飼分室は常設となっておりますが、事前予約制で出張相談機能とするか等につきまして、今後の拠点整備の状況を踏まえつつ、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 大阪府地域医療介護総合確保基金事業についてです。前にも質問させていただきました。用地がなかったら、

公の土地を提供して進めるのも、一つの考えだろうと質問させていただいたんです。

以前からの答弁で、用地の確保が大変という答弁を聞いていますので、なかなか用地がないとのこと。市の用地を提供するとか、そういうことをしながら、開設に手を挙げていただける方を募るのも一つだと思います。

長年ずっと開設はされないが、計画にはあるので、それは摂津市にとって必要な施設であります。開設をできるように、研究をしていただきますように、よろしくお願いします。

団塊世代の方が後期に入られ、今が本当に必要なときです。本当であれば、これから開設をされ、必要な方に、入所という形であります。そうでないと今度は施設が必要でなくなってしまうことになってきます。そのような対象者がいなくなってしまう。それやったらもうそういう施設が要らなくなります。今が必要ですので、ぜひともよろしくお願いします。

地域包括支援センターの件です。例えば包括支援センターを造って、常に1週間業務をするということだけではなく、ほかのところと一緒に事務所を使うとか、例えば、地域で出張が必要なところは、包括の場所をお借りするという考えも一つあると思います。例えば月曜日、水曜日だけ開けて、ほかは閉めておくとかではなく、月曜日、水曜日は包括支援、火曜日、木曜日は別のところで、そういう利用も可能だと思います。また庁内で検討をお願いします。

以上で、質問を終わります。

○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 それでは、質問させてもらいます。5点ありますので、よろしくお願いします。

1点目、決算概要246ページ、介護予防・生活支援サービス事業です。委託料が75万6,000円計上され、決算額はゼロ円になっています。確かこの項目は、訪問型サービスAに関する事業だったと思います。令和4年度、どういう状況であったのかということと決算額がゼロ円の理由について、1回目お聞かせください。

2点目、同じく介護予防・生活支援サービス事業です。令和4年度の通所型サービスCについて、取組内容と実績、お聞かせください。

続きまして、同じく介護予防・生活支援サービス事業で、補助金500万円計上されています。

新規事業である訪問型サービスDの移動支援補助金だったと思います。先ほど福住委員より、今後の方向性を聞いていたかと思えます。実績について、もし答弁かぶっていたら、簡単に割愛していただき、令和4年度の実績と周知どうされたのか、1回目お聞かせください。

4点目、同じく246ページ、地域介護予防活動支援事業です。これも先ほど、鳥飼新町の第21集会所による新たなつどい場で、ご質問があったかと思えます。答弁が重なったら申し訳ないですが、実績について、お聞かせいただきたい。令和3年度と比べてどうだったのか、周知についても、簡単で結構ですので、お聞かせください。

最後に5番目、同じく246ページ、生活支援体制整備事業の委託料です。711万2,000円計上されていました。これは恐らく生活支援コーディネーターの人

件費だと思えます。まずは令和4年度の取組状況について、お聞かせください。

1点目、以上です。

○増永和起委員長 答弁を求めます。

辻参事。

○辻高齢介護課参事 では、光好副委員長の5点のご質問のうち、二点目以外についてお答えいたします。

1点目、訪問型サービスAについて、お答えいたします。

訪問型サービスAは、基本チェックリスト基準該当者、または要支援1、2の要介護認定者を対象とするもので、従事者養成研修を修了しましたシルバー人材センター会員、または布亀株式会社の訪問生活支援員による掃除、洗濯、衣類の整理、買物などの生活支援サービスでございます。

訪問型サービスAの決算につきまして、介護予防・生活支援サービス事業委託料がシルバー人材センターに係るものでございまして、介護予防・生活支援サービス事業負担金が布亀株式会社に係るものでございます。

令和4年度実績としまして、シルバー人材センターの利用はございませんでしたので、決算額がゼロ円となっております。

布亀株式会社の利用につきましては、17人が、延べ108回利用されました。

以上でございます。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、2点目のご質問にお答えします。

通所型サービスCは、保健センターを事業者として指定しており、リハビリの専門家が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月もしくは6か月の集中的な運動指導等が実施される短期間のサービスでございます。令和4年度は利用者が65名

で、令和3年度の56名と比較しまして、8名増加している状況でございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 では、3点目から5点目のご質問にお答えいたします。

3点目、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスDに係るご質問にお答えいたします。

基本チェックリスト基準該当者または要支援1、2の要介護認定者が市内でのつどい場等の介護予防活動への参加、買物、通院という定期的な外出を行う際に、その支援を行う住民団体に対し、運営経費の補助を行うものでございます。

また、令和4年度におきましては、新しく活動を始めた団体に立ち上げ支援としまして、車両購入費200万円の補助を行いました。

利用実績としましては、年間合計で538回の利用がございました。そのうち要支援認定者等の利用は434回でございます。

要支援認定者等の利用目的としては、つどい場等介護予防活動が68回、買物が109回、通院が257回となっております。周知につきましては、ケアマネジャー向けの説明会の開催、せつつ医療・介護つながりネットへの掲載、広報せつつへの掲載を行いました。

次に、4点目、つどい場事業について、お答えいたします。

委託型つどい場の実績につきましては、令和4年度において、9か所で435回の開催で、延べ利用者数4,959人ございました。令和3年度と比べまして、8か所273回の開催、延べ利用者数2,711人から増加をいたしました。

周知につきましては、広報せつにご案内記事を掲載するとともに、校区福祉委員長、自治会長、民生児童委員協議会地区長にチラシをお渡ししまして、周知を図りました。

5点目、生活支援体制整備事業について、お答えいたします。

この生活支援体制整備事業は、日常生活上の支援を要する高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するための事業でございます。

令和4年度の取組としましては、生活支援コーディネーターが、地域資源マップとして、中学校区別にまとめた冊子、「高齢者のための地域活動マップ中学校区編」の改訂版を市内公共施設、医師会加盟医療機関、歯科医師会加盟歯科医療機関、薬剤師会加盟薬局に配布いたしました。

また、生活支援有償ボランティア、よりそいクラブの拡充を行いました。よりそいクラブは、拭き掃除、換気扇掃除、草抜きなど、ちょっとした生活上の困りごとへの支援として、令和3年11月に市営三島団地で開始したもので、令和4年度には、第一中学校区を中心としまして、その他の中学校は担い手の調整可能な範囲で展開いたしました。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。

2回目、質問をさせていただきます。

質問番号1、訪問型サービスAについてです。

ご答弁には、布亀の利用が17人、延べ

108回です。一方、シルバー人材センターがゼロ回だったので、決算もゼロになっていると理解しました。内容的に同じサービスを展開されていると思いますので、うまく調整できないかと感じました。この課題について、どう捉えられているのか。

また、これからの取組になりますけど、課題解決に向けた方向性、取組についてもお考えがあれば、併せてお聞かせください。

続きまして、質問番号2、通所型サービスCのところをお聞かせいただきました。令和4年度は利用者が65名で令和3年度から8名増加したというところがございます。コロナの影響があつて、活動制限があつたかと思えますけれども、このサービスCについては、微増とは言え、増加していると理解しました。改めて、この要因について、どのように分析しているのか、2回目にお聞かせください。

質問番号3、訪問型サービスDの内容についてでございます。

ねらいとしては、つどい場等の介護予防活動への参加とか、買物、通院という外出支援であつたかと思えます。延べ358回の利用があつたと理解しました。新規事業でございますけれども、当初見込んでいた回数に対してどうだったのか。1年間やってみて、見えてきた課題があれば、お聞かせください。

続きまして、質問4、委託型つどい場のところについて、お聞かせいただきました。利用者が、令和3年度に比べて、2,711人増加で、これもコロナの影響もあつたかと思えます。徐々に緩和されてきたことも一つの要因かと思えますけれども、新たなつどい場が開設された効果もあつたと思えます。

次に決算概要で言いますと、つどい場づ

くり活動補助金に当たるかと思えます。カフェ型つどい場について、事務報告書を見ますと、一津屋新集会所、間違ったらごめんなさい、一つ減ったんです。これらについての活動状況について、令和4年度、2回目お聞かせください。

続きまして、質問番号5、生活支援体制整備事業について、お聞かせいただきました。ありがとうございます。

ご答弁の中で、生活上のお困りごと支援での有償ボランティアになるかと思えます。よりそいクラブのご答弁があったかと思えます。

改めて、令和4年度、よりそいクラブの実績について、進捗管理にも書かれていたので、改めてお聞かせいただきたい。また担い手の人数とか支援件数について、1年間取り組んできて見えてきた課題についてもお聞かせいただきたい。

加えて、今後の展開、もし考えておられたら、分かる範囲でお聞かせください。

2回目、以上です。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 2回目のご質問にお答えいたします。

1点目、訪問型サービスAについて、お答えいたします。

シルバー人材センターにおいて、依頼があったときに、すぐにサービスに従事する方を確保できないことが課題としてございました。現在どうすればシルバー人材センターに依頼があったときに、すぐにつながるができるのか、シルバー人材センターと地域包括支援センターと市の3者で運用について協議の上、当該事業に複数体制で急な依頼にも対応できるよう、体制整備について、調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 通所型サービスCについてでございます。

増加理由といたしましては、保健センターや地域包括支援センター、この間で実施しております介護予防会議におきまして、個別ケースごとに、効果的なアプローチについて検討、そういったところが利用につながる事ができたと認識しております。

以上でございます。

○増永和起委員長 辻参事。

○辻高齢介護課参事 3点目、訪問型サービスDについて、お答えいたします。

令和4年度の1日の平均利用回数の目標を3回としておりました。事業開始後の数か月は2回弱でございましたが、その後増え、令和4年度の年間を通じて見ますと、3回に近い回数となっております。令和5年度はさらに増えております。

課題につきましては、本制度の主たる目的であるつどい場等介護予防活動への参加に係る利用が増えていっているものの、通院に係る利用が最も多いため、午前中の利用が多く、利用調整ができないケースが発生していることがございます。

4点目、つどい場事業のうち、カフェ型つどい場について、お答えいたします。

カフェ型つどい場の実績につきましては、令和4年度において、20か所、626回の開催で、延べ利用者数5,247人で行われました。令和3年度と比べて、20か所は同数でございますが、371回の開催、延べ利用者数2,823人から増加をいたしました。

5点目の生活支援コーディネーターのよりそいクラブについて、お答えいたします。

令和4年度の担い手の人数は、40人で、支援の件数は62件でございました。中学校区別の担い手の人数に偏りがあることが課題でございます。それに対しましては、生活支援コーディネーターが地域ケア会議でよりそいクラブの取組を発表したり、公民館で市民を対象とするよりそいクラブの説明会兼担い手登録会を行ったりしております。

今後これらの取組を通じて、市全域で支援活動ができるよう、担い手の確保を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

3回目、おおむね要望とさせていただきます。

質問1、訪問型サービスAについて、お聞かせいただきました。

課題でいくと、依頼があつてすぐに従事する方が確保できないところだと思っております。その解決に向けて複数体制で対応ができないか、調整されていると理解いたしました。

現在、利用が布亀に偏っております。この流れと言いますか、変えることはなかなか難しいかと思っております。一方でシルバー人材センターの体制整備という観点からいきますと、しっかりと整備しなければ、このサービス提供はできません。例えば布亀のやり方を参考にするとか、布亀、シルバー人材センターとともに、しっかりと対応ができる体制を整えていただきたい。

そういった意味でも、これからもどんどんこういうサービスAの利用を必要とされる方が増えてくると思っております。一方で、担い手確保も同時、並行的に進めていただ

きたい。希望された際、いつでも利用できる体制整備が必要だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。要望とします。

質問2、サービスCの微増の要因について、お聞かせいただきました。

この個別ケースごとに効果的なアプローチをされたということです。非常にいい取組だと思っておりますので、引き続き、適切なアプローチに努めていただきたい。今後、高齢者がますます増加することが予想され、介護予防の取組はますます重要になってくるかと思っております。現在は保健センターで取り組んでいると思っております。位置的には安威川以北です。鳥飼地域も含め、先ほどの質問、要望にもありましたけども、ぜひ、安威川以南にも利用しやすい環境整備が必要と思っております。一方、鳥飼まちづくりランドデザインに取り組んでおり、まさに具体化はこれからでございます。いろんな角度から、連携しながら、関わってほしいと思っております。ぜひ高齢者にとって住みやすいまち、あるいは介護予防・生活支援サービスの充実といった取組は、鳥飼のまちづくり全体としても重要と思っております。安威川以南の環境整備、特に鳥飼地域の環境整備について、強く要望しときます。よろしくお願いいたします。

続きまして、質問番号3、訪問型サービスDについてです。見込んでいた回数に対して、どうだったのかということと効果、課題について、お聞かせいただきました。

全体で見ますと、ほぼ見込みどおり、あるいは令和5年度は増えていると理解いたしました。

課題としては、通院が午前中に多いので、利用調整ができないことが増えていると理解いたしました。

買物の足としても、数多く利用されてい



ると思います。午前中に集中するのは仕方ないとは思いますが、うまく調整できるように、工夫もしていただきたい。

また、当初のねらいどおり、まずつどい場に通えるように積極的に声をかけると、過去あるいは今回も答弁があったかと思えます。そういった意味では、介護予防の観点、あるいは高齢者の方々に積極的に、外出していただく、本当に高齢者の方々が元気になってもらうことが何より重要です。しっかりと取り組んでいってください。この制度を利用したいと考えておる方がますます増えてくると思っていますので、さらなる周知と利用調整の仕組みを確立していただき、サービス向上に向けて取り組んでいただきたい。これも要望とします。

続きまして、質問番号4、カフェ型つどい場についてです。前年度に比べて、2,823人増加したとのことでございます。

先ほど質問させていただきました移動のサービスD、これのねらいでいくと、外出支援だったと思えます。確認の意味で、訪問型サービスDと、カフェ型つどい場との連携実績と言いますか、どれぐらい移送されたのか最後、参考にお聞かせください。

続きまして、質問番号5、よりそいクラブの実績と見えてきた課題等々について、お聞かせいただきました。

令和4年度末だったと思えます。担い手が40人、支援件数62件で、課題は中学校区別に偏りがあることだったと思えます。よりそいクラブによる依頼件数は増えてきていると思えます。担い手という視点で、増やしていかなければならないと思えます。一方、生活支援コーディネーターが調整役を担われていると思えますけれども、その存在も重要になってくると感じております。この有償ボランティア、よりそい

クラブについては、特に独り暮らしの高齢者にとっては、ちょっとした困りごとの支援という意味では、すごくいいサービスだと思いますし、ありがたいことだと思います。改めて、担い手の確保とともに、利用調整を担う生活支援コーディネーターの体制、両方の視点に立って、しっかり取り組んでいただきたい。今後の方向性でいきますと、全市域とおっしゃっていたと思います。私も全市域に広げていただきたいので、体制整備も含めて、要望しておきます。

3回目、以上です。

○増永和起委員長 答弁を求めます。

辻参事。

○辻高齢介護課参事 4点目の訪問型サービスDと、つどい場との連携について、お答えいたします。

令和4年度におきまして、訪問型サービスDによるつどい場等の介護予防活動への参加に係る外出支援は、68回ございました。その回数は令和5年度にさらに増えています。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 ありがとうございます。68件、さらに令和5年度は伸びて、当初のねらいどおりと言うか、いい傾向と思います。

このつどい場は、出不精になりがち、高齢者にとって、足を運ぶきっかけになります。生きがいくくりにもなると感じておりますので、これからも力を入れていただきたい。この訪問型サービスDも含め、力を入れていただきたい。

また、移動手段の確保でいくと、本当に、サービスDがますます以前より移動の確保という意味では、やりやすくなっていくかと思えます。うまく連携、情報交換しな

がら、全体の利用者拡大、サービス拡充に向け、精力的に取り組んでいただきたいので、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○増永和起委員長 光好副委員長の質問が終わりました。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時50分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 水谷 毅